

# “庁内託児室”整備の可能性を探る

## －先行事例への聞き取りから－

はじめに

1. 国会新議員会館における「託児所」の整備について・・・ 2
  2. 文部科学省「かすみがせき保育室」の運営について・・・ 4
  3. 宮城県「みやぎっこ保育園」の運営について・・・・・・・・ 6
  4. 「釜飯世代」へのインタビュー  
    - (1) 内閣府 A課長補佐・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
－「ワーク・ライフ・バランス」からみた子育て環境づくり－
    - (2) 人事院 B課長補佐・・・・・・・・・・・・・・・・ 12  
－育児短時間勤務制度を中心に－
- おわりに－“庁内託児室”整備にあたっての課題－・・・・・・・・ 14

平成19年10月9日

農政部農政課 齋藤 淳一郎

## はじめに

私は今年5月から9月にかけて、知事と若手職員10名との意見交換会、「釜飯倶楽部」のメンバーとして、「県民サービスの向上」「栃木県庁における子育て環境づくり」という2つのテーマについて、意見交換を行ってきました。

「釜飯倶楽部」は、総合政策部総合政策課が事務局となり、これからの県政を担う若手職員が、県政を取り巻く諸課題について知事と意見交換することにより、政策形成能力の向上を図り、県政の発展に資することを目的としています。そこで単なる研修教育の場ではない一方で、具体的な政策を検討することも本来意図されていないものと思われま。しかし今回については、冒頭知事から「政策を含めた提言を行えると良い」旨のコメントがあり、若手職員らしい具体的かつ積極的な提案を強く期待されていました。

このような想定外の状況を振り返って、私は意見交換や知事に対する提案にあたって、テーマに対する理解をもっと深めておくべきだったと考えています。若手職員による自主的な勉強会やフィールドワークを実施するとともに、庁内関係各課室の取組についても事後ではなく、事前に把握した上で、意見交換の席に臨むべきだったと反省しています。

本レポートはそうした「贖罪」の気持ちを込めて、意見交換会においてアイデアとして出された「庁内託児室の整備」について、先行事例に対する聞き取り結果をまとめたものです。また、「釜飯世代」というべき中央省庁の担当者からの聞き取り内容も併載しました。時機を逸していることは十分承知していますが、本レポートにより、「釜飯倶楽部」の今後のあり方に多少の刺激を与えることができれば幸いです。

最後になりますが本レポートの作成にあたっては、お忙しいところ聞き取りに御協力いただいた皆様はもとより、小淵優子衆議院議員公設第一秘書の井本昇さん、安住淳衆議院議員公設政策担当秘書の井上久さん、更には旧い友人である澤飯敦さん（金融庁総務企画局市場課長補佐）、村上剛一さん（財務省主計局調査課長補佐）にも大変お世話になりました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

平成19年10月9日

齋藤 淳一郎

## 1. 国会新議員会館における「託児所」整備計画について

### ポイント

- 平成 20 年に供用開始される国会の新議員会館で、託児所が整備される予定。
- ニーズ把握については、「保育需要実態調査」を実施し、国会職員や官公庁勤務者からも回答を得た。
- 「国会改革」「開かれた国会」をキーワードに、国会関係者等を対象とした「常時保育」に加えて、国会利用者を対象とした「一時保育」も実施する。
- 様々な立場の人が利用できるように、共済組合による「公設民営方式」ではなく、「営業店方式」により運営される。

### 〔聞き取りの詳細〕

1. 日 時 平成 19 年 9 月 26 日（水） 13：30～14：20
2. 場 所 馳浩衆議院議員事務所（千代田区永田町 2-2-1 衆議院第 2 議員会館 609 号室）
3. 相手方 馳浩衆議院議員公設政策担当秘書 白崎 勇人 氏  
※馳衆院議員は、「国会に保育室を！」推進議員連盟会長
4. 内 容
  - ・新議員会館における託児所整備に関する経過は以下のとおり。
    - H13.5 国会関係者等を対象に「保育需要実態調査」を実施
    - H13.5 「国会に保育室を！」推進議員連盟が発足
    - H14.7 議員連盟が衆議院議院運営委員会に対し、「国会周辺における常時兼一時保育所設置に関する要請書」を提出
    - H15.5 衆議院が議員会館の改築にあたり、託児所を設置することを決定
    - H17 議員会館の改築工事が着工
    - H20（予定）新議員会館の供用開始に合わせてオープン
  - ・若い国会議員が増えてきた永田町では、仕事と育児を両立したいという機運が高まってきた。そこで当時、不妊治療にも積極的に取り組んでいた野田聖子衆院議員が会長となって議員連盟が発足した。
  - ・議連発足にあたり、議員や議員秘書のほか、国会職員、官公庁勤務者を対象とした「保育需要実態調査」を実施した。また、千代田区内の保育需要についても別途調査した。国会周辺には 3,000 人とも 4,000 人ともいわれる人たちが働いている。
  - ・「国会改革」「開かれた国会」をキーワードに、常時保育とは別に、国会の傍聴人や参観者、国立国会図書館の利用者などを対象に、一時保育（幼児ルーム）も行うこととした。また、常時保育は、国会関係者のほかに付近住民も利用できるようにした。
  - ・このように様々な立場の人が利用できるようにするため、運営方式を共済組合による「公設民営方式」ではなく「営業店方式」とした。「公設民営方式」だと、議員や議員秘書、国会職員に共通する共済組合がない上、組合の事業目的にない一時保育への対応も困難になると考えた。

- ・ 「営業店方式」は、多くの公的施設にある売店や食堂のように、「行政財産の目的外使用」として、設置主体の民間企業が国会と使用契約を締結するスタイルである。また、常時保育と一時保育（幼児ルーム）について、同一施設内の兼用が可能となる。設置・管理主体の民間企業は国会に対し、国有財産使用料と光熱水料の一部を負担する。
- ・ 新議員会館はP F I方式により整備されることから、国会は応札する事業者に対して、託児所の施設及び業務内容に対する要求を行うこととしている。
- ・ 託児所は、衆議院北棟の地下3階（現在の衆議院第2議員会館の地下3階）に整備される。同じフロアには「国会健康センター」も整備される予定。
- ・ 地下3階といっても議員会館は山王坂の傾斜を利用して建っており、277 m<sup>2</sup>～の施設本体に隣接して200 m<sup>2</sup>程度の園庭も確保されることになっている。
- ・ 議連では当初、既存の議員会館の空きスペースを利用して託児所を整備できないかという意見も出たが、必要な規模を確保することが困難だったことから、やむを得ず議員会館の改築に合わせて開所することを求めた。なお、託児所の施設区分は、「認可外保育所」であるが、「認可外」といっても「認可外保育施設指導監督基準」等に規定されている基準を満たす必要がある。
- ・ 「公務員優遇」という批判に対しては、付近住民や国会の一般利用者にも門戸を開放しているということで御理解いただきたいと考えている。また、国会議員にとっては、付近に託児所があることで保育施策が身近に分かるようになるという意見もあった。
- ・ 「民業圧迫」という声に対しても、民間企業に設置・管理を委ねるので、批判はあたらなと考えている。近隣の同業他者についても、P F I方式により等しく参入機会が与えられており、また応札にあたって、「近隣で同様の事業所を運営している」というのはむしろプラス材料になるのではないだろうか。
- ・ 最近、衆議院庶務部営繕課から、「託児所の設置・管理主体から賃料（国有財産使用料）を徴収しない」という説明を受けた。国会の規模が大きいので徴収するほどの額でもないとのこと。

※聞き取り終了後、馳衆院議員にも挨拶した。

[写真] 建設工事が進む衆議院北棟と現在の衆議院第2議員会館



## 2. 文部科学省「かすみがせき保育室」の運営について

### ポイント

- 文部科学省共済組合は、「公設民営方式」による「かすみがせき保育室」を平成13年10月にオープンした。
- ニーズを把握するために2度のアンケート調査を実施した。2度目については、具体的な保育内容を提示して行った。
- 常時保育と一時保育の双方を行っており、文部科学省職員だけでなく、利用定員の範囲内で他省庁職員や民間企業の勤務者も利用できる。(ただし、一時保育については来庁者の便宜を図ることは想定していないと思われる。)
- 事業者から賃料を徴収していないことでマスコミから批判を受けたことがある。その一方で、必要な設備を整えるために少なからず経費を要した。

### 〔聞き取りの詳細〕

1. 日 時 平成19年9月27日(木) 15:30~16:20
2. 場 所 文部科学省大臣官房人事課福利厚生室(千代田区丸の内2-5-1)
3. 相手方 文部科学省大臣官房人事課福利厚生室 室長補佐 戸部 信幸 氏
4. 内 容
  - ・ 「かすみがせき保育室」は平成13年10月、文部科学省分館3階にオープンした。現在は庁舎の建て替えに伴い、千代田区丸の内の文部科学省ビル1階で開所している。
  - ・ 当初は霞が関の中央省庁と協力しあって施設を整備しようとしたが、意見がまとまらず、文部科学省が単独で整備することとした。なお、本件事業の推進にあたっては、当時の事務次官の強いリーダーシップがあったと聞いている。また、ここに来て次世代育成支援対策推進法の成立も追い風になっていると感じる。
  - ・ ニーズを把握するために、2度に渡ってアンケート調査を実施した。特に2度目については乳幼児を持つ職員を対象に、保育料等の具体的な保育内容を提示して利用希望を調査した。
  - ・ 文部科学省共済組合文部科学省支部が民間事業者(株)コティと運営委託契約を締結するという、いわば「公設民営方式」をとっている。文部科学省職員のほか、他省庁職員や民間企業の勤務者も利用できるが、文部科学省職員の利用が優先される。先日男児を出産された小淵優子衆院議員は、昨年、文部科学大臣政務官として文部科学省職員扱いで利用申込をしていた。しかし先般の内閣改造で政務官を退任されてしまったので、「その他」扱いになってしまった。
  - ・ オープン直後から施設の見学希望者が後を絶たなかった。そこで保育環境への影響を考えて、施設の見学は毎週火曜日午前と木曜日夕刻の各1時間に限定している。
  - ・ 定員は、常時保育と一時保育とを合わせた30名だが、不意の一時保育の利用希望に応じるために、常時保育の定員は25名に抑えるようにしている。現在の常時保育入室者は入替期のため19名にとどまっているが、50~60名の待機者がいる。

- ・ 保育時間は8：30～22：00だが、このうち8時間以内を基本保育時間とし、それ以外の時間帯を延長保育時間としている。22：00まで利用する人はいないわけではない。
- ・ 保育料は以下のとおり。このほかに食事代やおやつ代が必要である（持込も可）。一時保育料が高額と思うかもしれないが、それにより常時保育の料金を抑えている面もある。

区 分	年 齢	常時保育（／1カ月）	一時保育（／1時間）
基本保育	0歳児	51,450円	1,260円
	1歳児	50,400円	1,155円
	2歳児	49,350円	1,050円
	3歳児	47,250円	945円
延長保育		630円／1時間	

- ・ 給食については給食宅配業者に委託している。「認可外保育所」であることから市区町村の給食センターを利用することができない。なお、医療については、国家公務員共済組合連合会が運営する虎の門病院に嘱託医を委嘱している。
- ・ 行政財産である庁舎は「執務スペース」と「福利厚生スペース」とに分かれており、当室は「福利厚生スペース」を割いて運営されている。ただし事業者からは賃料を徴収しておらず、光熱水料のみを負担してもらっている。マスコミから国有財産を利用しているながら賃料を徴収していないのは「公務員優遇」ではないかという指摘を受けた際には、「認可保育所」が各種の補助を受けている一方で、「認可外保育所」である当室はそうした恩恵に与れないといった回答をしたことがある。
- ・ 現在は仮庁舎で運営しているが、設備投資に当初の予想以上の経費を費やした。当室だけで冷暖房を調節できるようにしているほか、床暖房も入れている。また採光のために奥の蛍光灯を増やしたりしている。細かいところでは椅子や机の角を丸く加工したりしている。同じ福利厚生施設でも売店や食堂と違って、託児所は、空きスペースがあるからといって容易に整備できない施設だと思う。
- ・ 来年10月からは、当室も現在建設中の合同庁舎7号館に入居する予定だが、そこでは現在地と同様に屋上階に園庭が設けられる予定。

〔写真〕「かすみがせき保育室」の玄関



### 3. 宮城県「みやぎっこ保育園」の運営について

#### ポイント

- 地共済宮城県支部（以下、「地共済」という）が設置・運営する「みやぎっこ保育園」が平成19年10月1日に開園した。（運営方法は“公設民営方式”）
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」策定にあたってのアンケート調査が契機となって設置に関する検討が開始された。
- 「庁内保育所設置検討特別委員会」のほか、全庁からメンバーを募ったワーキンググループ、「庁内保育所設置検討会議」において具体的な検討が行われた。
- 検討段階から、県議会常任委員会への報告やマスコミへの情報提供などに努め、各方面の理解を得るようにした。
- 施設改修費として2,000万円弱の経費を要したほか、県と地共済宮城県支部が、年間285万円ずつ拠出している。
- 「県民開放型庁内保育所」を標榜しており、県職員以外の利用も可能である。（ただし、一時保育については来庁者の便宜を図ることは想定していないと思われる。）

#### 〔聞き取りの詳細〕

1. 日 時 平成19年10月4日（木）10:30～11:50
2. 場 所 宮城県職員厚生課（仙台市青葉区本町3-8-1）
3. 相手方 宮城県職員厚生課 課長補佐（企画管理班長） 大友 孝良 氏
4. 内 容
  - ・「みやぎっこ保育園」整備に関する経過は以下のとおり。

H16.10.6	アンケート調査により回答者の54.3%が「庁内託児施設は必要」と回答
H17.3.31	県が次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」を策定
H18.5.12	「庁内保育所設置検討特別委員会」「庁内保育所設置検討会議」が発足
H19.12.1	県と地共済が「庁内保育所の運営に係る費用負担に関する協定書」を締結
H19.2.19	保育事業者が決定←H18.12.1 保育事業者の公募を開始
H19.9.30	開園式が開催→H19.10.1 開園
  - ・ 庁内保育所設置は、以前、職員組合から要望が寄せられていたが、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」策定にあたりアンケートを実施したところ、設置要望が強かった（回答者の54.3%が必要と回答）ことから、機運が高まった。
  - ・ 設置場所は低層棟の3階にあり、以前は、教養室（和室）として茶道や華道の講座が開設されていたスペースや理髪店が入居していたスペースだった。また向かいにある体育室は保育園の遊戯室として活用される。
  - ・ 敷地内の旧テニスコートに園庭を設けた。この旧テニスコートや高層棟の最上階（18階）に庁内保育所を整備しようという意見もあった。専門家によると、こうした保育所は1階に設置するのが望ましいという。なお、園庭は、施設設置にあたっての必須の要件ではなく、付近に外遊びできる公園があれば良い。県庁前にも勾当台公園という公園

があるが、不測の事態も考えられることから県庁敷地内に整備することにした。

- ・ 総務部次長をトップとする「庁内保育所設置検討特別委員会」のほか、全庁からメンバーを募ったワーキンググループ、「庁内保育所設置検討会議」で具体的検討を開始した。
- ・ 先行事例といえる文部科学省共済組合の「かすみがせき保育室」が、「公務員優遇」という批判に晒されたことを踏まえ、そうした批判にどう応えるかが課題だった。そこで本県では県議会常任委員会に対して検討状況を逐一報告したほか、マスコミにも積極的に情報提供してきた。こうした取組の成果もあり好意的な報道がなされたほか、議会筋からも「もっと早く整備すべきだった」という意見をもらうに至った。
- ・ また県庁内に対しても「本庁舎優遇」という批判が出ないように、適度にガス抜きしながら議論を積み上げてきた。
- ・ 本県も御多分に漏れず財政難であるが、まず平成 18 年 9 月補正予算に実施設計費として 140 万円を計上した。そして平成 19 年度当初予算において、当該年度の重点事業として施設改修費 1,800 万円、運営負担金 285 万円を計上した。
- ・ 保育所の運営経費は、保育料のほか、県と地共済が運営負担金を折半することで賄われている。認可外保育施設であり、県の事業所内保育所である当園は公的補助を受けることができない。そこで近隣保育園の平均値から保育料を算出するとともに、補助金に相当する額を県と地共済が折半することとした。
- ・ 保育料は以下のとおり。

区 分	年 齢	常時保育（／1 カ月）	一時保育
基本保育	0 歳児	52,700 円	当分の間実施しない
	1 歳児	50,400 円	
	2 歳児	48,800 円	
	3 歳児	27,500 円	
	4 歳児以上	26,700 円	
延長保育		3,000 円／1 カ月	

- ・ 保育事業者は県や地共済に対し、賃料や光熱水料を納めておらず、運営経費の大半は人件費に充てられている。
- ・ 保育事業者は公募した。経験が 3 年以上あれば法人でも個人でも問わないという条件を設定したところ 7 事業所（者）が応募し、個人として応募した泉ヶ丘保育園長の碓井公一氏に決定した。なお、名称についても公募した。
- ・ 施設の総面積は 186.63 m<sup>2</sup>で、床材に県産材を用いている。設計は一級建築士が在籍している県管財課に執行委任した。
- ・ 定員は 30 名だが、当面の間は 15 名（0～4 歳以上×3 名）で運営する予定。現在は 0 歳児 3 名、1 歳児 3 名の計 6 名が在籍している。年末に向けて計 8 名になる見込み。
- ・ 「県民開放型庁内保育所」として、定員の 3 分の 1 程度は県職員以外の子供も引き受けることとしている。現在 6 名いる園児のうち 2 名については県職員以外（民間企業勤務



者)の子供である。保育料は変わらないが、県職員の場合には 15,000 円の入園料が免除される。

- ・ 「県民開放型庁内保育所」を体現するために、園児の募集は県広報なども活用して積極的に行った。9月30日に開園式を開催したが、マスコミは、県職員ではない保護者からインタビューをとるなど、こうした取組を好意的に捉えてくれていると思う。

県庁内に「みやぎっこ保育園」が開園（2007年10月1日付け朝日新聞宮城電子版）

県庁内に初めて設置された認可外保育園「みやぎっこ保育園」の開園式が30日、開かれ、0～1歳の幼児8人が晴れ着で入園を祝った。定員は30人で、県職員の子供以外も10人ほど受け入れる予定だ。

受け入れるのは生後57日から小学校就学前の子供で、保育時間は午前8時から午後6時半。午後8時までは「延長保育」として別料金で受け入れる。

費用は県内の認可外保育園の費用と同レベルにしたといい、0歳が5万2700円で、年齢が高くなるほど安くなる。運営は公募で選ばれた泉ヶ丘保育園（仙台市泉区）が請け負う。

県庁内に保育園があるのは全国でも福島県だけ。入園式で村井嘉浩知事は「育児と仕事の両立は大変なエネルギーが必要で、職場や社会の理解、協力が不可欠」とあいさつし、働くお母さんへの周囲の理解を求めた。

1歳の娘が入園した森沢舞さん（26）は「夫婦とも県職員ではないが、家の近くの保育園はどきも入園待ちだった。県庁内なら、何かあっても安心」と話していた。

- ・ 一時保育は当面行う予定はない。保育事業者によると、通常保育と一時保育の園児と一緒に保育することは簡単ではなく、園児にとってもプラスにならないという。そこで現在事務室として利用されている「多目的室」を一時保育用に改装することを検討している。
- ・ 保育時間は8:00～18:30を通常保育とし、延長保育を20:00までとした。「かすみがせき保育室」は延長保育を22:00まで実施しているが、本県では労働強化につながりかねないと考えたため、20:00までとした。
- ・ 本県の終業時間は17:15である。保護者は少し早く退庁して（「部分休業」の活用？）まず近くのお店で買い物してもらった上で18:30までに迎え来てもらい、その後は寄り道せずに帰宅してもらうというパターンを想定している。先行事例である福島県も同様の時間設定をしている。
- ・ 「地共済本部が庁内保育所設置を認めたから、本県が庁内保育所を設置した」というより、「本県が地共済本部に対して庁内保育所を設置できるよう要望したから、庁内保育所を設置できるようになった」という認識が適当である。地共済支部長である知事、副支部長である総務部長が本部に足を運び、庁内保育所の設置・運営ができるよう要望した。福島県も、設置・運営主体を職員互助会から地共済に変更すると聞いている。

※聞き取りにあたり、北川茂宮城県総務部参事兼職員厚生課長に挨拶した。



〔写真1〕「みやぎっこ保育園」の玄関



〔写真2〕調理室の様子



〔写真3〕廊下と1・2歳児保育室



〔写真4〕県産材を用いた廊下  
(スロープになっている)



〔写真5〕トイレの小便器



〔写真6〕宮城県庁舎外観

#### 4. 「釜飯世代」へのインタビュー

##### (1) 内閣府 A 課長補佐

###### －「ワーク・ライフ・バランス」からみた子育て環境づくり－

A 課長補佐：女性。平成 8 年採用。出産・育児休暇から復帰した経験も生かして、現在、男女共同参画行政に携わる。

##### ポイント

- 女性の就業と出生率の関係は、女性労働力率が高い国の方が合計特殊出生率が高い。
- 託児所を整備するだけでなく、利用しやすい環境を整えることも必要である。また、託児所整備にあたっては、ニーズの把握が欠かせない。
- 内閣府では「できる人間が休む」ことで、男性の育児休業取得に関する見方が変わってきた。また、出産や育児を経験した職員が「育児キャリア推進員」として出産や育児に関する相談に応じている。
- 女性は管理職登用試験を敬遠しがちだが、だからといって試験制度自体を否定すべきではない。

問 最近よく耳にする「ワーク・ライフ・バランス」について教えてください。

答 「ワーク・ライフ・バランス」とは「仕事と生活の調和」のことをいいます。平成 11 年に施行された男女共同参画基本法には 5 本の柱（基本理念）が掲げられていますが、そのうちの一つに「家庭生活における活動と他の活動の両立」があります。

「女性が社会に出て働くようになったから、少子化になった」という指摘から男女共同参画の推進と少子化対策を対立するものとも考える向きもありますが、それは正しい認識ではありません。

問 女性の就業と出生率には、どのような関係があるのですか？

答 OECD 加盟 24 カ国における女性労働力率と合計特殊出生率をみると、1970 年時点では女性労働力率が高い国の方が合計特殊出生率が低いという、「負の相関関係」がありましたが、そうした相関関係は 1985 年の調査ではほぼ解消されました。そして 2000 年の調査では、女性労働力率が高い国の方が合計特殊出生率が高いという、「正の相関関係」を示すに至っています。

1970 年と 2000 年の比較で、オランダ、ノルウェー、アメリカの女性労働力率は、日本を上回るようになりましたが、合計特殊出生率も上昇傾向にあります。一方で、日本の女性労働力率はわずかに（53%→60%）上昇したにも関わらず、合計特殊出生率は急激に（2.13→1.26）低下しています。

問 栃木県内でもデパート（※東武宇都宮百貨店を想起）のような、販売員の大半が女性で、その頑張りが売上に直結するような職場では、子育て支援に関する制度が充実していますが、官公庁だとそのような利潤追求という点から、男女共同参画の意義を見出すのは難しいのだと思います。

答 さきほどの女性労働力率と合計特殊出生率との関係に戻りますが、日本国内をみても、女性が働いている地域の方が出生率が高いという結果が出ています。

問 「釜飯倶楽部」では庁内託児所を整備してはどうかという意見が出ましたが、このことは栃木県庁における子育て環境づくりに、どの程度役に立つと思いますか？

答 日本と、アメリカ、オランダ、ノルウェーの比較に戻りますが、日本の子育て環境は、「仕事と生活の両立可能性」「子育て支援の充実度」「ライフスタイル選択の可能性」の全てで立ち遅れています。

託児所についてはハコモノを整備するだけでは不十分で、前段となる育児休業や部分休業を取得しやすい環境づくりや、子供を送迎するための自動車通勤を支援するといった取組も必要だと思えます。

ところで栃木県内には待機児童はどのくらいいるのでしょうか？「かすみがせき保育室」が開設されているここ霞が関・虎の門界隈と比較して、どのくらいのニーズがあるのかを、まず第一に調査しなければならないと思えます。

問 男性が育児休業を取得しやすくするために、何か秘策はありますか？

答 1つ御提案があります。それは「デキる人間が休む」ことです。内閣府でも将来有望とされる職員が育児休暇を取得し、復帰後も順調にキャリアアップしていく姿をみて、男性の育児休業取得に関する見方が変わってきました。ただし男女共同参画を担当する職員が「詰め腹を切られる」形で休業するのはいただけません。

問 「釜飯倶楽部」では、所属長などを対象にした「子育て応援研修」（仮称）を開催してはどうかというアイデアが出ましたが、このことについてはどうお考えでしょうか？

答 内閣府では、出産や育児を経験した職員のうち5～6名が「育児キャリア推進員」という役職に委嘱されており、出産や育児に関する相談に応じています。私もそのうちの一人です。上司には出産や育児に関する相談はしづらいのではないのでしょうか。

なお、「育児キャリア推進員」には男性職員も委嘱されていますが、私が男性から相談を受けることもあります。

問 男女共同参画行政に関連して一点お伺いします。女性管理職の登用拡大を目指して試験制度を導入する地方自治体が多いと聞きますが、その一方で受験を敬遠する女性が少ないといえます。このような現象をどうお感じになっていますか？

答 これこそ「ワーク・ライフ・バランス」の話になりますが、女性公務員は、日常の仕事と育児に忙殺されて、試験勉強する暇がないのではないのでしょうか。

男女共同参画のかけ声に合わせて、女性管理職を“抜擢”しようとする地方自治体が少ないようですが、これには男性職員の僻み、やっかみがついて回ります。そこで女性が管理職登用試験を敬遠しがちだからといって、試験制度自体を否定すべきではないと思えます。もともと女性は男性に較べて、試験に強いはずですし。

—ありがとうございました。

## (2) 人事院 B 課長補佐一育児短時間勤務制度を中心に一

B 課長補佐：男性。平成 6 年採用。職員福祉のほか人事評価制度にも詳しい。

### ポイント

- このほど国家公務員に「育児短時間勤務」が導入され、小学校就学前の子供を持つ職員は週 20～25 時間の短時間勤務ができるようになった。地方公務員についても同様の勤務が可能となる。
- 「育児短時間勤務」の導入で、子供の成長に合わせて育児休業→育児短時間勤務→育児時間（旧部分休業）という勤務が可能となる。なお「育児短時間勤務」には、「勤務時間に応じた収入」や「休業後の職場復帰への不安の解消」といったメリットがある。
- 人事院では現在、「在宅勤務」に関する研究会を行っている。
- 人事評価制度は、部下（被評価者）だけではなく上司（評価者）にも、その資質、能力を問う制度だと解すべき。

問 先月から新たに、育児のための短時間勤務が可能になったと聞きましたが？

答 8 月 1 日から国家公務員に「育児短時間勤務」が導入され、小学校就学前の子供を持つ職員は、1 カ月前までに請求すれば、週 20～25 時間の短時間勤務が可能となりました。

地方公務員についても、「地方公務員の育児休業に関する法律」が改正され、同様の短時間勤務を行うことが可能になりました。ただし受け皿となる条例制定については、9 月議会では間に合わず、12 月議会となる自治体が多いと聞いています。

問 今回の「育児短時間勤務」導入により、どのようなメリットがあるのですか？

答 育児を支援する仕組みとしては、これまでも育児休業、育児時間（旧「部分休業」）、保育時間、男性の育児参加休暇といった制度がありましたが、今回の育児短時間勤務の導入により、選択の幅が広がりました。

これまで育児休業を終えると、1 日 2 時間を上限とする育児時間（旧「部分休業」）に移行するしかなかったのですが、その間に「育児短時間勤務」が入ることで、育児休業→育児短時間勤務→育児時間（旧部分休業）というように勤務形態を変えることで、子供の成長に合わせた勤務が可能となりました。

問 育児休業は子供が 3 歳になるまで認められていますが、無給です。そこで「釜飯倶楽部」では、子供の成長につれて収入面で心配になり、多少無理してでも早期の職場復帰を考えるようになるという意見が出ていました。また、育児休業後の「慣らし運転」として、育児休業明けに短時間勤務ができれば良いという声もありました。「育児短時間勤務」はそのような希望を叶えることができそうです。

答 育児短時間勤務と育児休業とを較べてみると、「勤務時間に応じた収入」や「休業後の職場復帰への不安の解消」といったメリットがあると思います。

問 「育児短時間勤務」を定着させるためには、何が必要だと思いますか？

答 一つに代替要員の確保があると思います。「育児短時間勤務」に従事する職員の勤務時間が短いことで処理できない業務をカバーするため、育児短時間勤務制度では、「任期付き短時間勤務職員」を採用することができます。

問 「釜飯倶楽部」では、技術職では代替要員の確保は難しいという指摘がありましたか？

答 薬剤師などの資格を必要とする職種ではこのような代替職員を容易に確保できないことは承知しています。本来であれば多少の欠員が生じても支障がないように、少し多めの人員を採用しておけば良いのですが、時節柄、国・地方公共団体ともに難しいでしょうね。

問 子育て環境に関する制度がこれだけ充実すると、「公務員優遇」の誹りは免れない、と思うことがあるのですが？

答 育児休業制度だけでなく週休2日制にしても、官公庁が主導した経過があるとも聞いています。むしろ「役所もやっていないことは、ウチにはできない」とか、「役所もやっているのに、ウチもやってみよう」と考える企業経営者は、案外多いようです。また、次世代育成支援対策法の制定も、大きな追い風になるはずですよ。

問 「勤務形態の多様化」ということで一つ関連質問させていただきます。「釜飯倶楽部」では公務員の「在宅勤務」が話題に上りました。その可能性について、どのようにお考えですか？

答 現在人事院では「在宅勤務」に関する研究会を開催しています。しかし「在宅勤務」ができる職種を想定して、といった具体的なものではなく、その是非から検討しています。

最大の課題は、在宅勤務者をどのように管理するのかということですが、このことについては、最近の人事評価制度の導入と軌を一にして、「インプット」ではなく「アウトプット」で評価するといった姿勢が必要になってくると思います。

問 人事評価制度の話が出てきたところで、最後に一点お伺いします。

これは私がジェトロ（日本貿易振興機構）に派遣されていた時の話ですが、「これまで年功序列でぬくぬくと昇進、昇格してきた上司から、一方的に評価されるのは納得いかない」と言っていた若手職員がいました。この若手職員の意見をどうお思いになりますか？

答 人事評価制度は、部下（被評価者）だけではなく上司（評価者）にも、その資質、能力を問う制度だと考えるべきだと思います。そのような意味で「一方的に」という指摘が妥当ではないと思われます。当初掲げた目標を達成できないのは、そのような目標を設定させ、必要な指導を行わなかった上司にも責任の一端があるのです。そこで目標のすり合わせは十分に行う必要があります。目標達成が困難であると判断されれば、途中で目標を変更するといった取組も必要です。そのような取組を怠っていないか振り返っていただきたいと思います。

—ありがとうございました。

## おわりにー“庁内託児室”整備にあたっての課題ー

3件の先行事例に対する聞き取り結果を踏まえ、本県における“庁内託児室”整備に関する課題と展望を述べたい。

まず計画段階において「公務員優遇」という批判をかわすとともに、「開かれた県庁」をアピールするためにも、県職員以外の子供も一定の範囲内で受け入れることを前提とすべきと思われる。その上で主として下記の点について検討すべきと思われる。

### 〔ニーズの把握について〕

“庁内託児室”整備にあたってはニーズの把握が不可欠である。3件の先行事例ではいずれも、計画段階において十分なニーズ調査を行っている。また、県内や宇都宮市内における待機児童の状況についても事前に把握しておくことも必要と思われる。また、調査対象については、県職員だけでなく周辺事業所の勤務者も含めるべきである。

当該調査の段階で十分なニーズが見込まれない場合には、“庁内託児室”の整備を断念すべきである。

### 〔運営方式について〕 「公設民営方式」か、「営業店方式」か？

文部科学省「かすみがせき保育室」、宮城県「みやぎっこ保育園」の運営方式は、共済組合による「公設民営方式」であるのに対し、新議員会館に整備予定の「託児所」は「営業店方式」により運営される予定である。

宮城県の働きかけにより、本県においても共済組合による庁内託児室整備が可能となった。しかしその一方で、「とちぎ元気プラン」に掲げられた「新たな“公”を拓く」という考え方も踏まえ、県がどのようにコミットメントするかについて十分な検討が必要である。

いずれにしても“庁内託児室”は「事業所内保育所」として、「認可外保育施設」となることが余儀なくされることから、県ないしは共済組合が、認可保育施設が交付を受けている補助金相当額を負担することは、保育料を抑制するために避けられないと思われる。また、賃料や光熱水料については中長期的には徴収すべきものと考えられるが、保育事業者の負担軽減のために、スタート段階で免除することはやむを得ないと思われる。

### 〔保育対象について〕 「常時保育」か、「常時保育」・「一時保育」兼用か？

最終的にはニーズ調査の結果によるが、「かすみがせき保育室」からの聞き取りによると、緊急性の高い「一時保育」に対するニーズは決して低くないと思われる。また、市町庁舎と比較して、県庁舎を訪れる一般県民は少ないものの、県庁舎付近には栃木県総合文化センターや図書館といった施設が整備されている。そこでそうした施設を訪れる県民の便宜を図るためにも、時間単位の「一時保育」を実施することが適当と思われる。

#### 〔設置場所について〕 新庁舎内か、それとも？

来年1月から供用開始される新庁舎では、当初予定されていた喫煙室が9室から4室に削減されたことなどに伴い、一定の空きスペースが生じていると聞いており、15階には授乳室を併設したキッズコーナーも整備される予定である。また、“庁内託児室”を新庁舎に整備した場合の方が、「開かれた県庁」のアピール効果は大きいと思われる。しかし文部科学省「かすみがせき保育室」、宮城県「みやぎっこ保育園」をみても、託児室整備にあたっては、必要な設備を整備するために施設改修費を要するとともに、レイアウトの変更も必要となる。

一方、新庁舎の供用開始に伴い、「新・栃木県庁舎完成後の2008年問題」（平成19年2月20日付け日本経済新聞栃木版）といわれているように、現在、庁内各部署が仮住まいしている庁舎をどう利活用するかが問題となっている。

そうした県庁舎付近の県関係施設の一つに、以前「さくら保育園」として利用されていたとちぎ国際交流センターがある。保育園として整備されたことから施設改修費を抑制することが見込まれるとともに、敷地内に園庭のスペースも確保できる。更には敷地内の駐車場を託児室利用者のために提供できるといったメリットもあると思われる。

平成15年7月に成立した次世代育成支援対策推進法では、地方公共団体は自ら「特定事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策の牽引役として積極的な対応をすることが期待されている。なお、国が示した「行動計画の策定例」には、庁内託児施設の設置についても職員のニーズ調査を実施し、設置に向けた検討を行うこととしている。

地方公共団体が定める「特定事業主行動計画」は、企業が策定する「一般事業主行動計画」のモデルとなるとともに、各機関のイメージアップや優秀な人材の確保、定着にも重要であるとされている。“庁内託児室”の整備という手法がベストであるかは別にして、県が県民や県内企業に対して、率先して子育て環境に取り組む姿勢を示すことは有意義であると感じた。